

【表紙】

| | |
|---------------------------|---|
| 【発行登録番号】 | 25-関東131 |
| 【提出書類】 | 発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年8月9日 |
| 【会社名】 | 四国電力株式会社 |
| 【英訳名】 | Shikoku Electric Power Company, Incorporated |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 千葉 昭 |
| 【本店の所在の場所】 | 香川県高松市丸の内2番5号 |
| 【電話番号】 | 087(821)5061 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部財務グループリーダー 岡田 清治 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内1丁目3番1号 (東京銀行協会ビルディング18階) |
| 【電話番号】 | 03(3201)4591 |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京支社業務課長 乃万 一隆 |
| 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行予定期間】 | この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成25年8月18日）から2年を経過する日（平成27年8月17日）まで |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 130,000百万円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし |
| 【縦覧に供する場所】 | 四国電力株式会社 徳島支店 (徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地) 四国電力株式会社 池田支店 (徳島県三好市池田町シマ930番地3) 四国電力株式会社 高知支店 (高知県高知市本町4丁目1番11号) 四国電力株式会社 中村支店 (高知県四万十市中村大橋通6丁目9番21号) 四国電力株式会社 松山支店 (愛媛県松山市湊町6丁目6番地2) 四国電力株式会社 宇和島支店 (愛媛県宇和島市鶴島町1番28号) 四国電力株式会社 新居浜支店 (愛媛県新居浜市繁本町9番32号) 四国電力株式会社 高松支店 (香川県高松市亀井町7番地9) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の内、池田、中村、宇和島、新居浜、高松の各支店は、金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備え置きます。 |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備資金及び旧社債の償還資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月2日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年7月11日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成25年8月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

-
-
- 四国電力株式会社 本店（香川県高松市丸の内2番5号）
- 同 上 徳島支店（徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地）
- 同 上 池田支店（徳島県三好市池田町シマ930番地3）
- 同 上 高知支店（高知県高知市本町4丁目1番11号）
- 同 上 中村支店（高知県四万十市中村大橋通6丁目9番21号）
- 同 上 松山支店（愛媛県松山市湊町6丁目6番地2）
- 同 上 宇和島支店（愛媛県宇和島市鶴島町1番28号）
- 同 上 新居浜支店（愛媛県新居浜市繁本町9番32号）
- 同 上 高松支店（香川県高松市亀井町7番地9）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）上記の内、池田、中村、宇和島、新居浜、高松の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備え置きます。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし